

令和2年6月26日（金）13時30分～

交通政策審議会 海事分科会 第125回船員部会

【岡村労働環境技術活用推進官】 それでは定刻となりましたので、ただいまから、交通政策審議会海事分科会第125回船員部会を開催させていただきます。事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の岡村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は前回と同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、WEB会議により開催させていただきます。本日初めてWEB会議に参加される委員もごいますため、改めてWEB会議の操作方法についてご案内させていただきます。

映像と音声通話ですが、画面下の中央に4つのマークが並んでおります。向かって左から「カメラ、マイク、資料等の共有、通話終了」のボタンです。カメラ、マイクはそれぞれのマークに斜線、スラッシュが入っている状態だと、委員ご自身の映像と音声を拾わない状態です。委員の皆様におかれましては、カメラ、マイクの通信はOFF（マークにスラッシュが入った状態）のままで、ご発言される際のみカメラ、マイクのスイッチをONに、発言が終わりましたら、カメラ、マイクをOFFにさせていただきますようお願いいたします。発言時以外にスイッチがONの状態の方がいらっしゃいますと、通信状況が不安定になったり、回線が切れたりしてしまうおそれがございます。発言終了時には、カメラ、マイクを必ずOFFにさせていただきますようお願いいたします。

なお、部会長、事務局は、カメラ、マイクが常にONの状態にしてあります。

また、傍聴者等の方々については、円滑な会議運営のため、映像、音声を拾わないよう、カメラ、マイクを切った状態（マークにスラッシュが入った状態）で傍聴をお願いします。ご発言の音声をマイクが拾っている場合、ご発言者の顔の下に青い線が表示されます。ご発言時に青い線が表示されない場合は音声を拾えていないため、マイクがONになっているか、ご確認ください。基本的なWEB会議操作の説明は以上です。

その他ご不明な点、映像や音声通話に不具合が生じた場合は、事前にお伝えしている事務局の緊急連絡先にてご連絡ください。

それでは、本日は、委員及び臨時委員、総員18名中16名のご出席となりますので、

交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

議事に入る前に事務局を務めさせていただいている海事局に人事異動がございましたので、紹介させていただきます。

海技課、和田企画調整官です。

【和田海技課企画調整官】 海技課の和田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【岡村労働環境技術活用推進官】 なお、船員政策課長に異動がございましたが、来週着任することになっておりますため、次回改めて紹介させていただきます。以上です。

本日の資料につきましては、WEB会議となっておりますので、事前にお配りした資料をご覧ください。

それでは議事に入りたいと思います。野川部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは早速議事を進めてまいりたいと存じます。

まず、内航船員の働き方について、事務局より資料1のご説明をお願いいたします。

【有田船員政策課課長補佐】 はい、事務局です。では資料1に基づいてご説明をさせていただきます。資料1「労働環境の改善に向けた方向性に対する委員からの意見」というタイトルになっております資料をご覧くださいと思います。

本日は、去年の11月の船員部会から労働環境の改善に向けた個別の論点として、これまで各月の船員部会で事務局より、今後の方向性に関するたたき台をお示しさせていただいておりましたが、その後の各委員から提出のありましたご意見について紹介をさせていただくとともに、そのご意見を踏まえた今後の方向性の案について、事務局からご説明をさせていただくという流れになっております。

では、資料1の2ページをご覧くださいと思います。資料1、委員からのご意見と書かれたページでございますが、まず11月の船員部会で、事務局から労働時間の範囲の明確化、見直しに関するたたき台をお示しさせていただきました。

具体的には労働時間の範囲の明確化として陸上の労働時間の考え方、労働時間について陸上は使用者の指揮命令下に置かれている時間で、使用者の明示的な指示のみならず黙示的な指示により業務に従事する時間、こういったものも労働時間に含まれるという考え方に基づかれています。こういったものを参考に船の上での労働時間の範囲の明確化についても、今後検討すべきではないかという事務局の考え方を示させていただきました。

あと、陸上における考え方だけでは職住一体の特殊な環境下にある船内に関しましては、労働時間に当たるかどうか判然としない、実情にそぐわない場合もあるので、業務性や職務性の有無ですとか、程度なども加味して総合的に勘案して、今後、労働時間への各種活動の該当性について明確化を図ってはどうか、そういった考え方を示させていただいたところ、内航総連の内藤委員より、最終的にはこの労働時間の範囲について、明確化を図るための具体的な事例を交えたガイドラインなどを示していただきたいといったご意見を頂いております。

こちらに関しましては、労働時間の範囲の明確化を行うために、各種船内作業の該当性について、ガイドライン等の作成について今後、検討させていただくこととするので、今後の方向性の案を示させていただいております。

3ページ目以降は、労働時間の中でも例外的に取り扱われております操練、引継作業の取扱いの見直しに関するご意見です。こちらに関しまして、3ページにございますが、事務局のたたき台を11月の船員部会で示させていただきました。具体的には、防火操練ですとか航海当直の交代のための引継作業に関しては、現在の船員法下の制度の中では例外的な取扱いがなされておまして、例えば労働時間の上限や割増手当の支払いなどの規定が適用除外になっているところがございます。11月の部会では事務局から、こういった例外的な取扱いの見直しをするべきではないかということで、考え方を示させていただきました。

4ページに移りまして、この部分に関して旅客船協会の小笠原委員からご意見を頂いております。操練作業や航海当直の引継作業について、労働時間に算入する方向で通常どおりの取扱いをすることについて、引き続き例外的な取扱いをするべきではないかというようなご意見を頂いております。

具体的な理由としましては、船員の1日当たりの労働時間は8時間以内、これを遵守するためには、引継ぎなどを労働時間に含めてしまいますと、引継ぎのためだけに要員増加が必要になってしまうのではないかとすとか、こういった例外的規定がされたのが昭和63年ですが、昭和63年のその規定の位置づけ以降、位置づけを見直すべき根拠や船内労働における環境変化は今の時点で見当たらないんじゃないか。こういったご意見を頂いております。

また5ページですが、内航総連の内藤委員よりご意見も頂いております、働き方改革について前向きに進めるべきであると考えており、内航海運業界として作業の取扱いの見

直しによる影響を慎重に議論した上で、できる範囲で進めたいというお考えですとか、荷主・オペレーターの協力・理解を得た上で進めることとしてほしいといったご意見を頂いております。

また6ページも続いてのご意見ですけれども、船内記録簿のモデル様式についても引継業務の時間が正確に計上できるように、様式の改訂をしてほしいというご意見を頂いております。

こういったご意見を踏まえまして、事務局で再度整理しました資料が7ページ以降でございます。少し文字が多いので9ページ、10ページでご説明をさせていただきます。

具体的にその操練ですとか航海当直の交代に伴う作業について、9ページが現行の例外的な取扱いを示した図でございます。防火操練、航海当直の交代ともに、1日当たりの労働時間の上限、これは時間外労働も含めた労働時間の上限でございますけれども、今の船員法の制度上は14時間と決まっております。この14時間の枠外として、操練や航海当直の交代は取り扱われております。

また、時間外労働部分については、通常割増手当の支払いが義務づけられておりますが、こちらについても現在は操練、航海当直の交代に対しては適用除外という例外的な取扱いがなされているところでございます。

10ページが今回、事務局から委員のご意見を踏まえた見直し案としてお示しさせていただいているものでございます。具体的には操練、航海当直の交代、赤枠のところがございますが、こういった2つの作業に関しましては、臨時的、突発的に発生するような作業ではなく、計画性を持って本来、作業スケジュールの中に組み込まれる作業でございますので、所定の8時間の外、時間外労働としての取扱いになりますが、1日当たりの労働時間の上限である14時間の枠内に入れていただく。なおかつ、時間外労働として行われた場合には、その対価となる割増手当の支払いを求めてはどうかという案でございます。

また、内藤委員からご意見のあったような引継時間について正確に計上するための船内記録簿のモデル様式の改訂ですとか、あとは、こういった例外的な取扱いの見直しを行うに当たって、当然準備期間、猶予期間などが必要になりますので、見直しの開始までに相当の準備期間、猶予期間を設けることも併せて検討してはどうかと考えております。

また、こちら参考になりますが13ページをご覧くださいと思いますが、こちらは先ほどの操練、引継作業についての海外の取扱い情報をまとめたものでございます。

各国の詳細な取扱い情報については、まだ調べ切れておりませんが、操練、航海当直の

引継ぎともに労働時間として通常どおりの取扱いをしている国が大半を占めておりまして、日本のように例外的な取扱いをしているのは、ごく少数の国に限られるというような結果になりました。事務局からの説明は以上です。

【野川部会長】 はい、ありがとうございました。それでは質疑応答に移りたいと存じますが、その前に日本旅客船協会の小笠原委員より本日も欠席のため、コメントを預かっているということですので、事務局よりご紹介をお願いいたしたいと存じます。よろしくお祈いします。

【岡村労働環境技術活用推進官】 はい、ご紹介いたします。船員の働き方改革取りまとめ案については、働きやすい職場環境の整備の観点から、大卒について特段異を唱えるものではありません。なお、国内業界ごとに大きく異なる特殊環境があることは事実であるので、それぞれの業界が今回の改正遵守に向けての努力をすることが前提であるが、独特の労働環境の整理には時間的猶予も必要であり、その点の配慮をお願いします。

以上になります。

【野川部会長】 ありがとうございます。この資料1の内容につきましては、事務局より事前にご意見のあった各委員等にご相談済みであると伺っておりますが、この場で改めて特にこれは申しておきたいということがあれば、お願いをしたいと存じます。

今回はWEB会議ですので、委員の皆様が同時に話し出してしまふことを避けるため、発言は私の指名の上で行っていただきたいと存じます。発言を希望されるときは、カメラ、マイクをONにして、「部会長」と発言いただき、私より誰々というふうに指名がありましたら、ご自身の氏名をおっしゃった後、ご発言をお願いいたします。発言の際には該当する資料のページ、記載がある箇所などを必ず述べた上でご発言をお願いしたいと存じます。

では以上のような条件の下で本件につきまして、何かこの場で特にご発言はございますか。よろしくお祈いいたします。

【内藤臨時委員】 部会長、よろしいでしょうか。

【野川部会長】 内藤委員ですね。よろしくお祈いいたします。

【内藤臨時委員】 今、事務局からご案内がありましたように、内航総連として幾つかの意見を述べさせていただきます。ページ5、中段にあるように、船員の働き方の改革を前向きに進めるべきであるということは申し上げました。

ただ、現在我々が置かれている立場、特にコロナが発生してから、船員の労務管理、それから健康管理に関して非常に我々の業界全体に負荷がかかっています。それに併せて、

荷主である素材産業の鉄鋼をはじめ石油、セメントの荷主業界も非常に影響が大きいと考えております。

先ほどから申し上げているように、労働時間を正確に把握するには時間を要すると思いますので、その辺をご配慮いただいて、この働き方を進めていっていただきたいと考えております。以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございます。これはご意見ですね、ありがとうございます。ほかにございますか。

【立川臨時委員】 立川ですが、よろしいでしょうか。

【野川部会長】 立川委員、お願いいたします。

【立川臨時委員】 海員組合の立川でございます。この論議の主目的は、船員の働き方改革による長時間労働をはじめとする労働環境の改善であり、これまで議論を行い、方向性が今回示されたところです。その導入によりまして、労働環境の改善を図って、船員職業の魅力回復や、若手人材の確保を進めていくものだとして理解しています。

そのような中で、資料1－2では船員の労働時間につきまして操練や引継ぎ作業の部分の取扱いについて意見等が出されているわけですが、船員の労働時間に関しては、陸上の労働時間の考え、これが一つ参考になると思っております、それを踏まえること。それから操練や引継ぎ作業も、上長の命令等によって作業を行っております。そういう意味では船舶の安全運航ですとか、貨物や旅客を安全に運送するために行うものであって、労働時間として認めるべきだと思っております。それに対する対価についても当然支払われるべきだと思っておりますので、それを踏まえながら議論を進めていただければと思います。以上です。

【野川部会長】 ありがとうございました。ご意見としてお伺いいたしました。ほかにはいかがでしょうか。

【田島臨時委員】 部会長、よろしいですか。

【野川部会長】 どなたでしょう。

【田島臨時委員】 田島でございますが。

【野川部会長】 田島委員、よろしくお願いいたします。

【田島臨時委員】 内航船員の働き方に関する主たる課題は、労働時間管理が不透明な事業者が多いのではないかと考えております。その観点から労働時間管理の適正化という取組は、今回の検討の本丸に当たるものと評価しております。

一方で、先ほど来、説明のあります、操練と当直、引継時間の問題ですが、業務上の不
明確な点はありませんし、現場からこれらが内航船員のモチベーションを阻害する要因だ
という指摘を聞いたことはございません。先ほど申し上げました時間の管理の適正化を実
施した上で、さらに必要があるということであればこの点について検討するということ
でいかがでしょうか。拙速に取扱いますと、ルールや協約、時間管理等、きちっとやっ
ている事業者のハードルが上がる一方で、時間管理があやふやな事業者に対しては現
実的な効果が薄いということになりかねないと懸念しております。以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。今の点、事務局、よろしく願いいたします。

【有田船員政策課課長補佐】 事務局です。今のご意見は働き方改革の実効性の担保
のための取組も必要なんじゃないかということかと受け取りました。

3月の部会の中で事務局からもご説明、お示しをさせていただいているんですけれど
も、そういった法令ですとか制度について遵守をしていただくことも非常に重要でし
て、行政としても働き方改革の実効性を担保するためには、そういった法令制度の遵
守に向けた今後の取組の必要性も認識しております。

そうした問題意識を持っていて、例えば労働関係法令の違反に対する是正ですとか、
違反の抑止効果、こういったものを高めるための手法、体制の見直し、監督指導の在
り方、こういったものについても、船員部会における働き方改革に関する議論を踏ま
えながら、行政としてもこれから検討を進めていきたいと思っておりますので、ご
理解のほどをよろしく願いいたします。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでし
ょうか。

【石崎臨時委員】 部会長。石崎です。

【野川部会長】 石崎委員、お願いします。

【石崎臨時委員】 細かな点で恐縮ですが、資料の7ページにおきまして、今回
の改正の背景として大きな変化があることを挙げられていて、その中で、労働契
約法で安全配慮義務が規定されたことも挙げられているんですけれども、この点
は労働契約法に制定される以前から使用者が信義則上、安全配慮義務を負うこと
は判例上、明らかにされていたところですので、その点については大きな変化
を基礎づける事情とは必ずしもならないのではないかと思いましたので、発言
させていただきました。

特に事務局の提案に反対という趣旨ではないんですが、一応資料の書きぶりの確認とい

うことでの発言でございます。

もう1点は、資料10ページ目をご提案の内容かと思えますけれども、今回この14時間の上限の中にその操練と引継ぎを含むというのは、これらの操練とか引継ぎが臨時のものではなくて平時において行われる、そういったものであるという理解から、ここに含まれていると理解しております。他方で経過措置のことですとか、そういったことも考えますと、経過の過程で安全臨時労働と同じ部分、上限の範囲内ではあるけれども手当の対象とするような位置づけに一応経過的に置いておくというようなことも、場合によっては考えられるのではないかと思ったところでございます。これも一意見ということでご検討いただければ幸いです。以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。事務局、何かお答えはありますか。お願いします。

【有田船員政策課課長補佐】 ご意見ありがとうございます。経過措置の部分につきましてコメントさせていただきますと、確かにこの制度改正について実務上きちんと対応できるように一定の準備期間を設けることは非常に重要だと思っております。

8ページで委員からの意見を踏まえた事務局で今後の方向性の案をお示しさせていただいておりますけれども、1番下のところで見直しまでの猶予期間の設定ということで、今回の例外的な作業、取扱いが行われている作業についての見直しへの対応に当たっては、関係者への周知、理解、その促進ですとか、運航スケジュール上の調整なども必要というご指摘、今までもご意見いただいておりますので、経過措置という形を取るかどうかは別として、見直しの開始までには相当の準備期間、猶予期間を設けるといったことについても、これから検討させていただきたいと思っております。以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。あと、石崎委員の最初のご指摘については、まさにそのとおりでございます。7ページのご指摘のところは、正確に言えば、「従来から判例法理においては定着していた安全配慮義務が労働契約法により実定法上の規定として改めて規定されたことにより」と、そういうことになりますが、実定法に規定されたこと自体が大きな変化と言え言えますので。この辺の書きぶりは、また事務局とご相談させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

ほかにごございますか、よろしいでしょうか。それでは、よろしければ各委員から各論点についてご意見を頂きました。これに対する議論もこちらで行われましたので、今後の取りまとめに関して事務局より、資料1-2のご説明をお願いしたいと存じます。

【有田船員政策課課長補佐】 事務局です。資料1-2をご覧ください。「船員の働き方改革取りまとめの骨子案」というタイトルの資料でございます。

こちらに関しましては、これまで船員部会におきまして船員の健康確保、労働環境の改善に向けた個別の論点について、事務局より考え方、たたき台をお示しさせていただいているところでございますが、今日の議論も踏まえまして、全て意見は出尽くしたと認識しておりますので、事務局のたたき台やこれまでのご意見を踏まえまして今後、取りまとめの本文案を作らせていただこうと思っております。

事務局のたたき台が今後のベースになると思いますので、これまでお示したたたき台をベースに、まず事務局で取りまとめの本文案を作らせていただき、来月の部会でお諮りをして、委員の皆様にご議論いただく、こういったことを考えております。

こちらの骨子案につきましては、これまでの事務局からお示したたたき台を要約したものでございます。これまでのたたき台をベースに、これから本文案の作成に事務局では取りかからせていただきますので、引き続きご協力のほどよろしく願いいたします。

【野川部会長】 ありがとうございます。これも既に、事前に皆様にお示ししているところではございますが、この内容につきまして、今この場で申しておきたいというようなご質問等ございましたらお願いをいたします。

発言は先ほどと同様、私の指名の上で行います。発言される時はカメラとマイクをONにしまして「部会長」とご発言いただき、私より指名がありましたらご自身の氏名をおっしゃった後に発言をお願いいたします。また発言の際には、該当する資料の該当箇所などを必ず述べた上でご発言していただきたく存じます。

それではこの骨子案につきまして、何か今この場でご発言ございますか。お願いいたします。

【内藤臨時委員】 部会長、内藤です。

【野川部会長】 内藤委員、お願いいたします。

【内藤臨時委員】 先ほどの論議と併せて今後の進め方で、私ども内航総連、約3000社の会社がございます。その中には船種や企業規模であったり、船舶の大きさによって私どもの組合員、様々な船種と規模があります。

先ほど論議された田島委員、立川委員の中で感じられるのは、非常に上があり下がありという、非常に幅広い現実があるということで、いつも私、申し上げますが、これから始まる基本政策部会、傭船者もしくは荷主のご協力を頂きながら、この議論を進めてい

っていただきたいと考えます。以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。よろしいですか、事務局。では、それも受け止めまして対応させていただきます。ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

【田島臨時委員】 部会長、よろしいですか。田島です。

【野川部会長】 田島委員、お願いいたします。

【田島臨時委員】 資料の4ページでございますが、健康確保の部分でサポートする仕組み作り、括弧、産業医と書いてございます。私は陸上の職員の健康サポート等でいろいろやっておりますが、経験から言いますと、ここ数年、産業医の先生は需給が逼迫していると認識しております。ですので今回、1つの塊がまた、産業医を求めるという形になりますと、呼ぼうと思っても産業医の先生が確保できない事態が懸念されます。一方で私どもの会社でやっているのは、保健師の方の電話相談サービスを契約しておりまして、数年前から海上社員にも広げております。直接、会社を介さずに相談ができることで、従業員からも大変高く評価されているところであります。

申し上げたいのは、健康管理のサポートの仕組み作りという方向性は賛成ですが、産業医と決めつけずに、保健師等含めて柔軟な設計ができるようにご留意いただければありがたいと思っております。以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。事務局、この点、お願いします。

【古屋企画調整室長】 お答え申し上げます。船員の健康確保については、船員部会のご議論を受けまして健康確保の検討会を立ち上げまして、検討を行っているところでございます。まさに産業医についてのご議論を第6回目で検討する予定でございましたけれども、新型コロナウイルスの関係で現在、書面での意見照会といった形になっております。今後できる限り早く議論を再開しまして、産業医の在り方について検討していきたいと思っております。

ご指摘いただいた保健師も含めたような形での産業保健の在り方でございますけれども、船員部会においては50人以上の船員を雇用する船社について、産業医の義務づけという方向を出しておいて、50人未満のところについては努力義務という方向でどうかというご意見をいただいております、それに沿った形で今、検討を進めております。

いずれにしても、多様な方に参画をしていただく形で船員の健康確保を図っていききたいと考えており、ご提案を踏まえまして、検討会での議論も進めさせていただければと思っております。以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【平岡臨時委員】 部会長、よろしいでしょうか。平岡です。

【野川部会長】 平岡委員、お願いします。

【平岡臨時委員】 先ほど内藤委員からあったお話は理解できますが、オペレーター、荷主の顔色を見て対応が遅れることがあってはならないと思っております。荷主、オペレーターの理解を得ることが難しいというのは分かるんですけども、これは船員の労働時間等、労働環境をどう改善していくかという議論ですから、基本政策部会の中で、荷主やオペレーターの理解を求めていくという話をしていますけれども、これはしっかり行政が主体性を持って取り組んでいく必要があるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございます。ご意見として伺いました。なお、今のご意見につきまして、もちろん荷主、オペレーター、オーナーそれぞれの協力の下に進めていくことをございまして、荷主、オペレーターの意向を踏まえてとか、そういうようなことでは特にございませぬ。それぞれがやるべきこと、役割というのがありますので、一体となって進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。ほかにいかがでしょうか。

【内藤臨時委員】 部会長、内藤です。

【野川部会長】 内藤委員、お願いします。

【内藤臨時委員】 問題を今の健康確保に戻したいのですが、私も部会に参加させていただいています。その中で船社が内航海運で現在84社ございます。その中でもお話をさせていただいているのは、例えば産業医の方の年に1度の検診等という議題があり、私どもの従業員、北は北海道、南は沖縄までかなり人口が少なく、電波状況が悪いところに住んでいるのが現状でございます。それに合わせて、海上の通信網というのが非常に難しい。部会の中でも問題になっておりますが、具体的に進めるとかなり難しいと考えておりますので、部会の中でも申し上げますが、できることとできないことを識別しながら検討をお願いしていきたいと考えております。以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。事務局、よろしいですか。お願ひいたします。

【古屋企画調整室長】 お答えいたします。健康確保の検討会での産業医のご意見ですけども、既にご意見は頂いているところをございまして、どういった形でやっていくのが一番いいやり方なのか、現実的なのかということも踏まえながら、ご意見伺いながら検

討進めてまいりたいと思っております。

【野川部会長】 ありがとうございます。ほかにございますか。よろしいでしょうか。それでは、ありがとうございました。では事務局は次回の船員部会で取りまとめ案のご提示をよろしくお願ひしたいと存じます。

それでは次に議題1の審議事項でございます「船員派遣事業の許可について」でございますが、本件につきましては個別事業者の許可に関する事項であり、公開することにより当事者等の利益を害するおそれがありますので、船員部会運営規則第11条ただし書きの規定により、審議を非公開とさせていただきます。マスコミ関係の方をはじめ、関係者以外の方はWEB会議からのご退室をお願いいたします。非公開での審議となりますので、関係者以外の方全員がWEB会議から退室しないと議事が始められませんので、WEB会議からのスムーズな退室にご協力をお願いいたします。

(非公開・関係者以外退席)

【野川部会長】 本日意見を求められました諮問につきましては、別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可について許可することが適当であるという結論とすることとし、海事分科会長にご報告したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 どうもありがとうございました。これで本日の予定された議事は全て終了いたしました。ほかに何かございますか。富田室長、お願いいたします。

【富田労働環境対策室長】 1点ご報告でございます。船員部会の委員で公益委員の鎌田委員が本年6月をもちましてご退任されることになりました。本日はご欠席のため、ご本人からご挨拶を頂けず残念ではございますけれども、ご紹介させていただく次第でございます。

鎌田委員におかれましては、平成23年4月の第22回船員部会以降、9年2か月にわたりまして公益委員としてご尽力を賜りました。鎌田委員のご尽力に対しまして深く感謝の意を表したいと存じます。以上でございます。

【野川部会長】 ありがとうございました。今日はご本人はご欠席でございますけれども、非常に長い間ご苦勞様でございました。お世話になりましたという感謝の意をここで表したいと存じます。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。それでは事務局にお返しいたします。よろしくお願ひします。

【岡村労働環境技術活用推進官】 次回の部会の開催日程につきましては、部会長にお諮りした上で改めてご連絡させていただきます。事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは以上をもちまして、交通政策審議会海事分科会第125回船員部会を閉会いたします。本日はお忙しいところ、委員及び臨時委員の皆様には会議にご出席いただきありがとうございました。

— 了 —